

## さぬき市運送事業者等支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰に直面する市内の運送事業者等の経営負担を軽減し、事業継続を支援するため、運送事業者等支援給付金支給事業（以下「給付金事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般・特定貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 貸切バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業及び同条第2号に掲げる特定旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (4) 道路運送事業等 一般・特定貨物自動車運送事業、貸切バス事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
- (5) 運送事業者等 道路運送事業等を営む法人又は個人事業主をいう。

(支援給付金)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、運送事業者等支援給付金（以下「以下「支援給付金」という。」）を支給する。

(支給対象者)

第4条 支援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年9月30日以前から市内に事業所を置いて道路運送事業等を営んでおり、第7条の規定による申請の日以後も引き続き市内に事業所を置いて当該事業を継続する意思を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者ではない。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者
- (2) 道路運送事業等の営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 第1条に掲げる給付金事業の目的から支給対象者となることが適当でないと市長が認める者

(支給対象車両)

第5条 支援給付金の支給の対象となる車両(以下「支給対象車両」という。)は、支給対象者が道路運送事業等の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両(二輪の自動車を除く。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自動車検査証(第7条の規定による申請の日において有効であるものに限る。以下同じ。)において使用の本拠の位置が本市の区域内である車両

(2) 次のアからウまでに掲げる道路運送事業等の区分に応じ、当該アからウまでに定める車両

ア 一般・特別貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車(自動車検査証において種別が特殊であるもの及び被けん引自動車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。)を除く。)

イ 貸切バス事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車

ウ 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出をした事業用自動車

(支援給付金の額)

第6条 支援給付金は、支給対象者に対して、当該支給対象者が所有し、又は借用している支給対象車両1台につき、次の各号に掲げる支給対象車両の種別に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 前条第2号アに定める車両 5万円(ただし、最大積載量が4.5トン未満の場合は、2万5千円)

(2) 前条第2号イに定める車両 5万円(ただし、小型車(車両の長さが7m以下で、かつ、旅客席数が29名以下のものをいう。)の場合は、2万5千円)

(3) 前条第2号ウに定める車両 2万5千円

(支給の申請)

第7条 支援給付金の支給を受けようとする者は、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの間に、運送事業者等支援給付金申請書(請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に、誓約書(様式第2号)、別表に掲げる確認用書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受理したときは、速やかに内容を審査の上、支援給付金の支給又は不支給を決定し、その旨を運送事業者等支援給付金支給決定通知書(様式第3号)又は運送事業者等支援給付金不支給決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援給付金の支給を決定したときは、申請者が指定した金融機関口座に振り込む方法により、当該申請者に対し支援給付金を支給する。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法により市内の運送事業者等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条に規定する期間内に申請が行われなかった場合は、市長は、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定により支援給付金の支給を決定した後、提出された申請書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書等の補正が行われぬ等、申請者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに必要な申請書等の補正等が行われなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、第8条第1項の審査に必要な書類の提出を求め、並びに当該職員に書類及び実地の調査をさせることができる。

2 申請者は、前項の規定により市長が行う書類の提出の求め及び調査に対し協力するものとする。

3 市長は、支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないこと若しくは支給額の算定に誤りがあり超過支給であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援給付金(超過支給の場合は、当該超過分に限る。)の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条第

3項の規定による不当利得の返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分	書類等	内容
共通	道路運送事業等を営んでいることを証明する書類	該当する事業の経営に係る許可書又は更新許可書の写し 貨物自動車運送事業については事業経営届出書の控え（所管官公署の受付印があるもの）などの写し
	自動車検査証の写し	支給対象として支援給付金を申請する全ての車両の自動車検査証の写し
法人	税務署等に提出した直近の確定申告書の写し	法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し ※県外の場合、県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
	法人名義（代表者名義も可）の通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの
個人 事業主	税務署等に提出した直近の確定申告書の写し	所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し
	本人名義の通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの
	本人確認書類	次の書類のいずれかの写しとする。 ・運転免許証（両面） ・個人番号カード（マイナンバーカード）（表面） ・写真付き住民基本台帳カード（表面） ・在留カード、特別永住者証明書

備考 やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この表に規定する書類に代わる書類として市長が認めるものを提出することができる。